

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則及び 知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部改正について

1 報告の経緯

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い、令和5年3月30日に、熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則及び知事が保有する行政文書の管理に関する規則の改正を行ったが、形式的な変更であったことから、今回の委員会において事後報告するもの。

2 改正の概要

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う用語及び根拠規定の整理を行った。

令和5年4月1日施行

3 改正点

別添「熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則新旧対照表」及び「知事が保有する行政文書の管理に関する規則新旧対照表」のとおり [資料4 - 2](#)、[資料4 - 3](#)